

長久手市地域防災計画

(令和6年5月修正)

長久手市防災会議

風水害等災害対策計画

目次
(風水害等災害対策計画)

第1編 総則	1
第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 災害の想定	1
第5節 計画の作成又は修正	2
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	2
第1節 防災の基本理念	2
第2節 重点を置くべき事項	3
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1節 実施責任	4
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	4
第2編 災害予防	10
第1章 防災協働社会の形成推進	10
第1節 防災協働社会の形成推進	10
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	11
第3節 企業防災の促進	13
第2章 水害予防対策	15
第1節 河川防災対策	15
第2節 雨水出水対策	16
第3節 浸水想定区域における対策	16
第4節 農地防災対策	17
第3章 土砂災害等予防対策	17
第1節 土地利用の適正誘導	17
第2節 土砂災害の防止	17
第3節 土砂災害対策	19
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	20
第5節 宅地造成の規制誘導	21
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	21
第4章 事故・火災等予防対策	21
第1節 鉄軌道災害対策	21
第2節 道路災害対策	21
第3節 危険物等災害対策	22
第4節 林野火災対策	22
第5節 放射性物質災害予防対策	22
第5章 建築物等の安全化	23

第1節	ライフライン関係施設対策	23
第2節	文化財保護対策	23
第3節	防災建造物整備対策	24
第6章	都市の防災性の向上	24
第1節	都市計画マスタープラン等の策定	25
第2節	防災上重要な都市施設の整備	25
第3節	建築物の不燃化の促進	25
第4節	市街地の面的な整備・改善	26
第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	26
第8章	避難行動の促進対策	30
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	30
第2節	指定緊急避難場所及び避難路の選定	30
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	31
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	32
第5節	避難に関する意識啓発	33
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	34
第1節	避難所の指定・整備	34
第2節	要配慮者支援対策	36
第3節	帰宅困難者対策	39
第10章	広域応援・受援体制の整備	40
第1節	広域応援・受援体制の整備	40
第2節	支援物資等の円滑な受援供給体制の整備	41
第3節	防災活動拠点の確保等	42
第4節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	42
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	42
第1節	防災訓練の実施	42
第2節	防災のための意識啓発・広報	44
第3節	防災のための教育	45
第12章	防災に関する調査研究の推進	46
第13章	業務継続計画の策定	47
第3編	災害応急対策	48
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	48
第1節	非常配備体制	48
第2節	災害対策本部	51
第3節	職員の派遣要請	53
第4節	災害救助法の適用	53
第2章	避難行動	53
第1節	気象警報等の伝達	53
第2節	避難情報	55

第3節	住民等の避難誘導等	58
第4節	広域避難	59
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	59
第1節	被害状況等の収集・伝達	59
第2節	通信手段の確保	62
第3節	広報	64
第4節	一般通信施設	64
第4章	応援協力・派遣要請	67
第1節	応援協力	67
第2節	応援部隊等による広域応援等	68
第3節	自衛隊の災害派遣	68
第4節	ボランティア等の受入	71
第5節	防災活動拠点の確保	73
第5章	救出・救助対策	73
第1節	救出・救助活動	74
第2節	防災ヘリコプターの活用	75
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	76
第1節	医療救護	76
第2節	防疫・保健衛生	77
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	79
第1節	道路交通規制等	79
第2節	道路施設対策	80
第3節	鉄軌道施設対策	80
第4節	緊急輸送手段の確保	81
第8章	水害防除対策	83
第1節	水防	83
第2節	防災営農	85
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	87
第1節	避難所の開設・運営	87
第2節	要配慮者支援対策	90
第3節	帰宅困難者対策	91
第10章	水・食品・生活必需品等の供給	91
第1節	給水	91
第2節	食品の供給	92
第3節	生活必需品の供給	95
第11章	環境汚染防止及び地域安全対策	96
第1節	環境汚染防止対策	96
第2節	地域安全対策	96
第12章	遺体の取扱い	97
第1節	遺体の搜索	97

第2節	遺体の処理.....	98
第3節	遺体の埋火葬.....	98
第13章	ライフライン施設等の応急対策	99
第1節	電力施設対策.....	100
第2節	ガス施設対策.....	100
第3節	上水道施設対策.....	101
第4節	下水道施設対策.....	101
第5節	通信施設の応急措置.....	101
第6節	郵便業務の応急措置.....	102
第7節	ライフライン施設の応急復旧.....	102
第14章	航空災害対策	103
第15章	鉄軌道災害対策	104
第16章	道路災害対策	104
第17章	危険物等災害対策	105
第18章	放射性物質災害対策	106
第19章	大規模な火災及び林野火災対策	109
第20章	住宅対策	110
第1節	被災宅地の危険度判定.....	111
第2節	被災住宅等の調査.....	111
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居.....	111
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営.....	112
第5節	住宅の応急修理.....	114
第6節	障害物の除去.....	115
第21章	学校における対策	116
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	116
第2節	教育施設及び教職員の確保.....	117
第3節	応急な教育活動についての広報.....	118
第4節	教科書・学用品等の給与.....	118
第22章	災害救助法の適用	119
第4編	災害復旧・復興.....	121
第1章	復興体制	121
第1節	市復興計画の策定.....	121
第2節	職員の派遣要請.....	121
第2章	公共施設等災害復旧対策	121
第1節	公共施設災害復旧事業.....	121
第2節	激甚災害の指定.....	123
第3節	暴力団等への対策.....	124
第3章	災害廃棄物処理対策	124
第1節	災害廃棄物処理計画.....	124

第4章	被災者等の再建等の支援	125
第1節	罹災証明書の交付等	125
第2節	被災者への経済的支援等	125
第3節	金融対策	126
第4節	住宅等対策	127
第5節	市税及び国民健康保険税の減免等	127
第5章	商工業・農林業の再建支援	127
第1節	商工業の再建支援	127
第2節	農林業の再建支援	128

第 1 章 計画の目的

第 1 節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な風水害等の災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、国・県等との有機的なつながりのもとに、各種災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画を定めるとともに、市民の積極的な自衛協力体制を醸成しつつ、市民のかけがえのない生命及び財産を各種の災害から守ることを目的とする。

第 2 節 計画の性格

第 1 性 格

- 1 この計画は、防災に関し、市及び各防災関係機関の責任の所在を明確にするとともに、その事務又は業務の一貫性を図るものである。

第 2 他の計画との関係

- 1 この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市の地域に係わる災害に関して市が処理すべき事務又は業務を包含した基本的な計画とする。
- 2 この計画は、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「災対法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づいて規定された「長久手市防災会議条例」（昭和 38 年 4 月 1 日条例第 14 号）第 2 条並びに災対法第 42 条の規定に基づいて策定される「長久手市地域防災計画」として、大規模な各種災害に対処すべき措置事項を中心に定める。
- 3 計画の策定に当たっては、「愛知県地域強靱化計画」、「愛知県地域防災計画」、「防災業務計画」、「長久手市総合計画」及び「長久手市消防計画」等との十分な整合を図る。
- 4 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市の計画等の指針となるべきものとされている。

第 3 節 計画の構成

この計画は、災害の予防、災害が発生した場合、又は災害が発生すると予知された場合の緊急対策、応急対策及び災害復旧・復興からなることを念頭に、各編を構成する。

第 4 節 災害の想定

第 1 災害をもたらす自然現象

地学的な知見及び過去の災害記録等から判断して、本市に被害をもたらす可能性のある自然現象は、次のとおりである。

1 台風

風害、洪水・雨水出水氾濫、斜面崩壊、土石流等の被害等

- 2 集中豪雨等異常気象
洪水・雨水出水氾濫、斜面崩壊、土石流等の被害等
- 3 大規模火災
- 4 その他特殊災害
(資料)
 - ・ 長久手市における過去の主な災害記録（資料第4）

第5節 計画の作成又は修正

市防災会議は、本計画を作成し、常に実情に沿った計画とするため社会情勢の変化に応じ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

近年、気象変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行等とあいまって、洪水、土砂災害等の災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

第2 災害応急対策段階

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- 2 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無や障がいの種別といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うこと

は、住宅復興計画・体制の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

- 8 消防活動、水防活動及び浸水対策活動を行う。
- 9 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 10 要配慮

第4 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事）からの派遣要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を

- 5 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該

- 3 火災等防除のための警戒活動を行う。
- 4 迅速救急救助のための体制をつくる。
- 5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 6 防災活動に協力する。
- 7 水防、消防、浸水活動対策を実施する。
- 8 水防、消防、浸水対策、救助その他業務施設、整備の整備を行う。

[自治会等]

- 1 自治会、自主防災組織は、地域内の被害情報の収集、伝達及び地域内の被害情報の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力する。

[防災上重要な施設の管理者]

- 1 学校、危険物施設等の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

[ひまわりネットワーク株式会社・株式会社尾張東部放送]

- 1 平成 20 年に締結された「災害時の放送に関する協定」に基づき、災害時は市民に必要な情報等の伝達について協力する。

(資料)

- ・ 災害対策基本法における関係機関に関する規定（資料第 1）
- ・ 防災関係機関（資料第 2）
- ・ 主な防災関係機関及び連絡窓口（資料第 3）

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

第1 基本方針

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 市内

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

とする。

4 ボランティアコーディネーター

するために、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（ＢＣＰ=Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

こうしたことから県、市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果す役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等

極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市は、県が行う洪水予報連絡会に準じた担当者会議に参加し、水害の軽減に努めるものとする。

第4 大規模氾濫減災協議会（水防協議会）

市は、氾濫特性、

市は地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民、滞在

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「

対象警戒区域から避難すべき地域については、最寄りの小学校を避難場所に指定している。また、避難経路については、土砂災害に対する安全性を確認し、対象警戒区域から避難すべき地域ごとに適切な

応じた防災措置の勧告や改善命令、避難場所等に被害のおそれがある箇所で、住民自身が施工することが困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施等を行っており、今後もこの促進を図っていくよう県に働きかけると同時に市においても警戒避難体制を推進する。

第3 急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害危険箇所等の周辺に居住する住民を中心に

められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の事項をしなければならない。

第 1 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

第 2 道路の防災対策

第2 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

- (1) 所有者・所在地・連絡先・所管消防署名・変更履歴・所有者住所
- (2) 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
- (3) 防災関係の状況（総裁組織、消火組織、通報組織、避雷

第 1 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン及び市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスター

準防火地域	約 19	戸田谷・杵ヶ池・根の神・脇・久保山の各一部、鯉ヶ廻間・神門前・大日・堂脇・広田の各一部、勝入塚・管池・横道の各一部
-------	------	---

なお、気象業務法に基づき、市が気象の観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置

時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第6 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制

ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴

ては、指定緊急避難場所及び指定避難所等の選定並びに保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

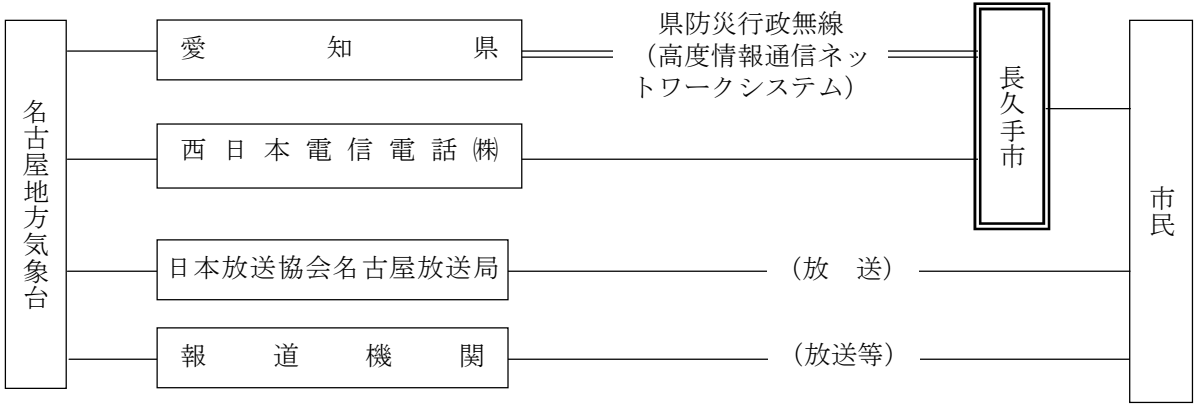
- 2 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- 3 バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

第4 避難所の破損等への備え

5 非常用電源の確保等

第1 業務継続

＜気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統＞



3 土砂災害緊急情報の伝達系統は、次のとおり。

＜ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流、湛水など＞

